令和５年度盛岡市介護予防普及啓発事業「介護予防太極拳教室」運営団体応募要領

令和５年度盛岡市介護予防普及啓発事業「介護予防太極拳教室」の運営団体を募集します。

「介護予防太極拳教室」は、高齢者がいきいきとして安心して暮らせるように、運動不足解消と健康づくりを気軽に体験できる機会を提供するとともに、教室終了後も、地域における自主的かつ継続的な健康教室の運営に向け、取り組む事業です。

この業務の運営の受託を希望する場合は、次により申請してください。団体の選定に当たっては、当該教室の運営に係る企画提案書に基づき、市で行う選定審査委員会において決定します。

１　業務の概要

件名　令和５年度盛岡市介護予防普及啓発事業「介護予防太極拳教室」業務委託

２　受注者が行う業務

市が指定した日時及び会場において、太極拳指導員による太極拳をベースにした高齢者の健康づくりの教室の運営を行います。

別添『令和５年度盛岡市介護予防普及啓発事業「介護予防太極拳教室」業務委託仕様書』のとおりとします。

３　委託期間

令和５年６月１日（木）から令和６年３月 31 日（日）まで。

４　委託料及び経費等

(1) 委託料は 390,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とします。
(2) 委託料の支払い方法については、委託契約の中で取り決めるものとします。
(3) 対象経費は教室開催に直接必要な経費とします。
(4) 当該事業について、国・県・市町村又はその他の団体等から補助金等を受けないこと。
(5) 受注者の他の経費と区分して経理管理をすること。
(6) 委託料の算定には次の経費を含めないこと。
　ア　市が借用する教室開催会場使用料、設備使用料
　イ　市による広報・町内回覧等の費用

５　申請資格

(1) 盛岡市に事務所等を有し、官公庁及び民間において介護予防事業について実績がある法人又は団体。
(2) 団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。
　ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に該当するもの
　イ　盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けているもの
　ウ　直近の２年度分の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税、都市計画税若しくは直近２事業年度分の法人税又は消費税及び地方消費税を滞納しているもの
　エ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがあるもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがあるも

の

オ　法人の場合は、法人の役員（非常勤役員を含む。）又は営業所等の代表者、その他の団体の場合は、団体の代表者、理事等（法人の場合の役員又は営業所等の代表者と同様の責任を有する者を含む。）のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者があるもの

カ　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者がその事業活動を支配する者

キ　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

６　応募要領の配布

(1) 配布場所

盛岡市保健福祉部長寿社会課（盛岡市役所本館５階）

〒020-8530　盛岡市内丸 12 番２号　電話 019-613-8144（直通）

(2) 配布期間

令和５年４月３日(月)から４月 21 日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。）

(3) 配布時間

午前８時半から午後５時半まで

７　申請書類

次に掲げる書類について、正本１部、副本４部の計５部提出してください。

(1) 申請書（様式第１号）

(2) 申請資格を有していることを証明する書類

ア　法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）　※発行から３か月以内。写しでも可。

イ　定款又は寄付行為（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

ウ　地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しない旨を記載した申立書（様式第２－１号）

エ　直近の２年度分の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税、都市計画税若しくは直近２事業年度分の法人税若しくは消費税及び地方消費税の納税証明書（写しでも可）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第２－１号）

オ　申請する団体の役員等名簿（様式第２－２号）

※　提出された役員等名簿に基づき、４申請資格(2)のオからキの該当の有無について、警察署へ照会する場合があります。

(3) 団体概要書（様式第３号）

※　事業内容のパンフレット等団体の概要が分かるものを添付してください。

(4) 企画書（様式第４号）

(5) 委託料積算書（様式第５号）

８　質問等

申請方法、申請資格、介護予防太極拳教室の内容等について質問がある場合は、質問書を令和５年

４月 12 日（水）までにメール又はファクスにより提出してください。 提出を受けた質問に対する回答は、市公式ホームページにおいて公表します。

９　申請締切

令和５年４月 21 日（金)午後５時まで（郵送も可とするが期限必着。郵送以外の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。）。

10　選考

申請書類及び聴き取りによる審査により選考します。聴き取りによる審査は、令和５年５月 24 日（水）を予定しておりますが、正式には後日連絡します。なお、審査当日は、団体等の代表者又は代表者の代理人に加えて関係者１名の出席をお願いします。また、聴き取りによる審査は、公開で行われますが、この審査に申請者として出席する方は、他の申請者の審査を傍聴することはできません。

11　選定基準

委託料に係る積算額が仕様に定める上限額を超えないこととし、次の各号に掲げる基準によるものとします。

(1) 高齢者による地域活動を含む社会参加活動に対して明確な考えがあること。
(2) 事業目的に合致した企画運営が行われること。
(3) 事業実施上の条件が満たされ、事業計画の履行が確保されていること。
(4) 事業を円滑に管理・運営するために必要な組織体制が整っていること。
(5) 民間の特性が発揮されていること。
(6) 当該業務および法人・団体等に関する法令等の遵守が十分に確保されかつ個人情報が適正に管理される体制が整っていること。

12　選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請者全員に通知するとともに公表します。ただし、公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は、公表しないものとします。

13　添付資料

(1) 介護予防太極拳運営業務委託仕様書
(2) 申請書類の様式
　ア　申請書（様式第１号）
　イ　申立書（様式第２－１号）
　ウ　申請する団体の役員等名簿（様式第２－２号）
　エ　団体概要書（様式第３号）
　カ　企画書（様式第４号）
　キ　委託料積算書（様式第５号）

14　申請書類の提出・問い合わせ先

盛岡市保健福祉部長寿社会課地域ケア係（盛岡市役所本館５階）

〒020-8530　盛岡市内丸12番２号　　担当　進士（しんじ）　琴美（ことみ）
電話　019-613-8144（直通）
e-mail：chouju@city.morioka.iwate.jp

15　申請に際しての留意事項

(1) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
(2) 申請に当たって提出した書類の提出期限後における差替え及び再提出は認めません。
(3) 申請に当たって提出された書類は返却しません。
(4) 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
(5) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。
　ア　申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
　イ　申請書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
　ウ　申請書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
　エ　申請書類に、虚偽の内容が記載されているもの。